平成２３年（フ）第２０９７号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番１―411号
債務者　工藤　善美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１５０号
北海道石狩市花川南３条１丁目94番地
債務者　中屋　理和
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１６３号
札幌市東区北26条東５丁目１番２号　二六コーポ105号
債務者　池畠　哲夫
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１８３号
札幌市白石区平和通７丁目北11番18号　みづほハウス３号
債務者　佐々木慶子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１８４号
札幌市白石区平和通７丁目北11番18号　みづほハウス３号
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２２５２号
札幌市北区北38条西２丁目１番７号　ミドルコーポ105号
債務者　柏原美津子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１５号
埼玉県深谷市町田286番地３
債務者　中島　春枝
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第２７７号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居112番地１　グリーンピアＹＯＲＩＩ　Ｄ棟
債務者　森　　義秋
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第５８号
新潟県加茂市赤谷23番12号
債務者　鎌田　　明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２３年（フ）第９１号
山口県宇部市末広町５番26―304号、従前の住所山口県宇部市大字東岐波1087番地
債務者　川相　佳絵
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２３年（フ）第９７号
山口県宇部市今村北５丁目６番20号
債務者　徳光　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２３年（フ）第４３４号
神奈川県秦野市曽屋3573番地の２
債務者　林　　明
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第４３５号
神奈川県秦野市曽屋3573番地の２
債務者　林　　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第４４０号
神奈川県厚木市温水1003番地５　エスペランス206
債務者　青木　正和
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第４４１号
神奈川県秦野市堀川63番地
債務者　清泉　　智
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第４４２号
神奈川県平塚市東真土４丁目３番14―203号　シュロハイツ
債務者　平田　　昭
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第４４４号
神奈川県秦野市北矢名72番地　大根アパート１―302
債務者　小冷　政次
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第４４９号
神奈川県厚木市吾妻町１番14―405号
債務者　川上　郁子（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部